

一一ノ二 延宝三年（一六七五年）の境界改め。附絵図面

解説

延宝三年、藤堂藩家老西嶋八兵衛はじめ藩重役が中に入り、笠置寺と地元人間の境界争いを裁定した。そのときの資料が藤堂藩記録「大和山城奉行記録」に残されているが、近年その付属絵図面が山城郷土資料館に残されている事が判明した。この絵図面は今まで分析検討がなされた事がなかったが、今回絵図面の所有者である笠置町教育委員会（正式には相楽東部連合教育委員会）の許可を得てこの絵図面を公開し分析を試みた。

境界改めの経緯

三方を山で囲まれている笠置山に所在する笠置寺は南に連なる柳生方面を除いて境界争いとなることは比較的少なかった。

過去の事案をみると、久安年中（一一四五～一一五〇年）に境内での狩猟を禁じるために境内地の再確認が行われ、鳥羽上皇の命によって、当時京都の警察、裁判を司る検非違使に任じられていた源為義（源頼朝の祖父）が検使となって来山し、実地検分のうえ境内地を確定して絵図面に記録し、役人が加判して寺の庫に納めた。それ以後、境内での狩猟や漁猟は止み、境界の争いはなくなった（鎌倉遺文九〇二）。

その後、建久八年（一一九七年）に春日神社に属する小柳生の安部近弘らがこの鳥羽院庁御下文に背き、五百年余り続いている寺領の南限である阿多恵谷にて田畑を開作し、田五町余を刈り取り、更に僧坊も掠め、社領と称する事件が起こり、笠置寺は境界の確認を求めて訴えを起こしている。これが最も大きい事件であった。

笠置山には在家の住宅が七〇八軒あり、笠置寺所有の田畑を小作していた。また麓の在家が柴を採るために笠置山に立ち入るケースもあり、小さい紛争は常時発生して、その都度寺側と話し合いがなされてきたが、本件の境界確定は藤堂藩という公権力が直接介入した重要な事例の一つである。

絵図面には「此絵図延宝三_乙卯年初夏ニ相究者也」と記され、西嶋八兵衛、佐久間孫九郎、野殿半三郎、三村弥右衛門の藩重役による印が押されている。藩重役の他、これに関わった者は「加茂又左衛門、古市左次右衛門、北笠置孫市三人のもの」とあり、藩をあげての相当大がかりな調査となったようである。

完成した絵図面には三人の庄屋が委書をしるし、寺方へ一枚、百姓中へ一枚渡しおく。以後この絵図境目の傍示を双方かたく相守るべく候事と藩重役から念を押されている。

この絵図面の作成された経緯は藤堂藩の記録である大和山城奉行記録の延宝三年（一六七五年）「覚」に記されている（後記添付書類ご参照）。これによると

笠置寺付の山と地元民付の山との境目で境界争いが生じたので、関係者、地元有力者立ち会いのもとに東西南北の境界を定めたとある。特に急崖となっている笠置山の北側が問題

となっていたようで、そこに入り込んでいた北笠置の住民も立ち会った。

笠置山の北面と云えば元弘の役で幕府軍が決死の覚悟で這い上がった絶壁である。ここを上って山頂付近の貝吹岩辺りまで到達して木柴を採っていたとは驚きである。木津川対岸の切山部落の木柴は木津川を利用して大坂でも売りさばかれていたと云うが、おそらく笠置山の木柴も商品の対象となっていたのである。現在は風致保安林として法律で笠置山の樹木は厳重に保護されているが、大正時代？の絵はがきを見ると笠置山は全くのはげ山で巨岩が累々と露出している。おそらく江戸時代も事情は同じだったであろう。



現在の様子



大正時代の山腹

笠置山北面、現在と大正時代 現在中腹に見える行宮遺地の碑周辺の巨岩はすべて樹林に埋没している

目印となる行在所遺地の碑

絵図面を作ったのは藤堂藩城和加判奉行西嶋八兵衛。八兵衛は高虎の大坂城修築の際、若くしてその右腕となり、また讃岐満濃池の改修、その他河川の改修にその能力を発揮したテクノクライトだけあってこの絵図面は正確である。笠置寺境内を示す緑の範囲中、ポイントに当たる目印には確認した藩重役の頭文字が付されてその位置を明記している（例えば西嶋八兵衛が確認した所は西印、佐久間孫九郎のものは佐印など。奉行記録には「境目傍示之筋ニ我々四人印判ヲ押し」とある）。

江戸時代初期の笠置寺については雍州府志（一六八四年）、山城名勝志（一七〇五年）、山城名跡志（一七一一年）などに散発的に記載があるが、いずれも当時の様子を明らかにしているとは思えない。この絵図面は藤堂藩の重役が直接作成に関わった藤堂藩正式記録で

あり、江戸時代初期の笠置寺を如実に表す信用に足る一級史料と言える。

絵図面から読み取る江戸時代初期の笠置寺

一、笠置寺の境内地（「寺付之境目」と表示）として藤堂藩から正式に確定されたのは、
図面の緑色の範囲である。

大まかにいえば東側は現在の石当地蔵のところまで終わる観音谷より西、笠置山東斜面の
ほぼ全域。西側は通称コケコの森から八丁坂上の堂を結んだ笠置山西面の中腹より上部。北
面は観音谷と木津川本流出会いの少し手前から山の中腹を鉢巻き状に横切って宝蔵院下ま
で。以上ほぼ観音谷を長辺（底辺）とする三角形となっている。

絵図面ではこの緑色の範囲の他、これを取り巻くように東山の上人墓、その東側の谷筋に
広がる笠置寺所有の田、そして西側や北側の山腹が黄色に塗られているが、境内地ではない
としても過去一千年に亘り、笠置寺が支配してきた事を尊重して準境内地としたものであ
ろう。

因みに古く遡って、後鳥羽院が勅宣にて確定した寺領の範囲は、

東限 野野目河（現在布目川と称し、柳生から笠置寺東方を流れ木津川に入る）

西限 小倉河中仏石（現在白砂川と称す。仏石は奈良との府県境あたりにあった）

南限 阿多恵谷（笠置寺を南下して小川を渡った柳生の入り口にあたやの地蔵がある）

北限 勝示河原（笠置山北麓の木津川の河原だろう）

であり（笠置寺縁起）、これに比べるとその範囲は大幅に減少している。

二、笠置寺五坊の所在地。延宝三年の「覚」は福寿院、文殊院、多聞院の他知足院、不動
院の五院宛に出されている。五院の内知足院と不動院はその二十一年後発刊になる貝原益
軒の『和州巡覧記』（元禄九年〔一六九六年〕）には二寺空寺と記載され、翌元禄十年
（一六九七年）の寺社宗門帳には、不動院と知足院は無住と記されている（「浅田家文
書」）。従ってこの絵図面は消えんとする二院最後の姿を今に伝えているのである。

その所在は福寿院が現在の笠置寺庫裡、不動院は福寿院の下、現在の旅館松本亭か、ある
いはその下（終戦前、旅館よしやの裏手に良く柿を取りに行った畑があったが、あるいはそ
の場所かもしれない）にあった。

今の毘沙門堂前から柳生方面に進むと稲荷山（絵図面では新宮とあり、稲荷大明神は現在
のコケコの森辺りに描かれている）の南に知足院、奥の広い場所に文殊院があり、その南の
般若台下に多聞院が建てられていた。

般若台には貞慶時代の六角堂の礎石の他に遺構がないので（昭和五十一年盤若台六角堂
周辺地形実測図）、多聞院は般若台北側の下にあつて文殊院と隣接していたと思われる（後
図笠置寺南方面略図参照）。なお五院はすべて茅葺き、本堂は瓦葺きであつた。

絵図面の笠置寺道（八丁坂）に下の辻堂と上の堂が描かれている。下の辻堂は二丁目、上
の堂は六丁目下にあつたが戦後昭和二〇年代に朽廃してなくなつた。

本堂の上に護摩堂、現在のもみじ公園に宝蔵がある。宝蔵院屋敷はこの頃既に一反五畝の畑になっていた。宝蔵は安政の大地震で倒壊している（寄託文書三〇五）。護摩堂も安政大地震で倒壊し、再建されないまま森に帰った。

現在笠置寺本堂（正月堂）は室町時代の笠置寺縁起では既に弥勒像の前面に描かれているが、それ以前は大師堂のある場所に所在していた。ここに大師堂が建設されたのは明治になつてからである。絵図面では正月堂旧跡とある。

三、八丁坂には六軒の在家、文殊院の下、現在の上人井戸の周辺に三軒の民家がある。江戸後期には寺村と称して笠置寺の田畑を耕作して年貢を払っていた。八丁坂の民家はそのまま現在まで残っているが、上人井戸周辺の民家跡は畑となつていて地元民が耕作しているがその他は平地の広がる竹藪に変わっている。

四、福寿院と宝蔵院屋敷跡の間に寺付藪がある。小さい谷間になつていてここから採れる竹やタケノコは笠置寺にとつて大戦後に至るまで大きな現金収入源となつていた。享保十二年（一七二七年）の文書（寄託文書五三）に八〇九年前には竹藪から銀六百七十目（百五十万円程度）ほどの現金収入があつたが、最近竹の価格が下がり、自然に枯れる竹もあつて二百目ほどになつていると藩に訴えている。現在は竹の需要もなく、藪の維持ができないでタケノコも採れず荒れているのが残念である。

境界改めの概略

一、最も問題となつていたのは木津川から北面を上つて木柴を採つていた百姓が山頂近くまで来ていたことであつた。裁定で境界を貝吹岩から「式拾間北下へ下ケ、東台之下大岩（おそらく鯨岩だろう）迄見通し今度境目を相極」めた。絵図面では新しい際目を露出の大石毎に確定して藩重役が図示し、それぞれ確定させた。

二、境内地の内にある畑について。「覚」によれば、これらは寺付の古屋敷であつたが、当時屋敷はなく、朽廃した屋敷跡を百姓が勝手に畑にしてその収穫を手にしていた。裁定で元来笠置寺の屋敷跡でもあり、以後年貢は南笠置の庄屋に納め置いて本堂の修理に使うようにとされた。その畑とは次の通りである。

イ、宝蔵院屋敷	一反五畝
ロ、坊屋敷	四畝式拾歩
ハ、坊屋敷	六畝
ニ、坊屋敷	九畝
ホ、坊屋敷	式畝式拾歩
ヘ、茶園畠	式畝
ト、りんご畠	八畝

イは前述の通り現在もみじ公園となっている広場である。宝蔵院という寺院があったと今も伝えられているがそれを示す文書は今のところ未発見である。ロ／＼は般若台南、柳生へ向かう道路の左側の若干高いところ、ニ／＼は柳生に向かう道路下の低地に所在する。トは所在がはっきりしないが現「よしや」の裏手かと推測される。

令和元年十月に立派な笠置山周回道路が完成して面影は薄れたが、以前は笠置寺から柳生へ通じる道は僅かに上がっていく幅一・五メートルほどの未舗装の山道であった。この辺りは平成十九年に京都府埋蔵文化財研究センターが発掘調査を行った結果、元弘の役の厚い焼土層で被われていた。山側（道路の左上）には墓地と建物跡（坊跡と思われる）の存在が見られ、谷側の平坦地からは多数の土器が出土されて、発掘調査からもこの辺りに元弘の役前から屋敷群があったことが判明した。南都への交通の要路であったため、元弘の役の後、再び屋敷群が造られたが、これらも江戸時代初期には再び畑へと戻っていたのである。

三、次は田。笠置寺の田は観音谷、東山の北、千手滝の上流など小沢に沿って開かれている。水も乏しいので収穫はあまり期待できなかった。対象の田は次のとおりである。

イ、田五畝式拾歩 鐘つき田（注・上人墓を東に下った所）

ロ、同三畝 知足院田（注・鐘つき田からさらに東山観音堂方面へ曲がりこんだ所）

ハ、同五畝 あらほり田（注・コケコの森より下った観音谷）

ニ、同七畝 同（注・観音谷から上人墓へ上がる所）

ベ、老反四畝式拾歩

これらについては鐘つきや堂廻り掃除のものへ与え、その職務を果たすようとの裁断であった。

添付書類

- 一、藤堂藩大和山城奉行記録より 延宝三年（一六七五年）「覚」
- 二、延宝三年の絵図面 全図並びに中心部、境内南部、説明文の活字化
- 三、笠置寺南方面略図（昭和二〇年代） 近年境内の形状も変わっているので江戸時代との比較を行なう略図として筆者の記憶により昭和二〇年代を再現した。

藤堂藩大和山城奉行記録

*延宝三年（一六七五年）「覚」より

一 今度笠置寺付之山、百姓付之山の境目、加茂又左衛門、古市左次右衛門、北笠置孫市三人
之もの共相改候処、東西南之分ハ先規より之境目紛無之候

北方城山之際迄百姓かり取或開等仕候と相見へ、先規ハかやうに有間敷候、百姓共猥ニ入
来候と相見へ候

貝吹岩より式拾間北下へ下ケ、東台之下大岩迄見通し、今度境目を相極候（注・絵図緑に新
しく境界が引かれている）、貝吹岩より西は坊付の山迄境目を相極候（注・同緑の線）

自今以後此傍示ヲ双方より可相守事

一 笠置寺五坊之山林竹木、先規より付キ来候坊付之竹木ニ候へ共、五坊中相談之上ニて一様ニ
枝ヲおろし、下刈等可被申付候、面々各々我俣ニきり荒し被申間敷候、若又竹木はへしげり
売被申候共、代銀一所ニ請取五坊等分ニ配分可被仕候、

弥山不荒様ニ可被人念候付リ五坊朝夕之薪山者、東原ニ而相応ニかり可被申候事

寺付之境目之内ニ在之畑

- 一畠 壹反五畝 宝蔵院屋敷
- 一同 四畝式拾歩 坊屋敷
- 一同 六畝 坊屋敷
- 一同 九畝 坊屋敷
- 一同 式畝式拾歩 坊屋敷
- 一同 式畝 茶園畠
- 一同 八畝 りんご畠

〆四反七畝拾歩

此分百姓共作り取ニ仕候子細、令吟味候へとも申わけ無之候、何モ寺付之古屋敷ニて候間
自今以後、此年貢年々ニ南笠置庄屋納置、本堂修理領ニ可仕候、但五坊相談之上ニてかしつけ
をき、利足ヲ取候様ニ才覚可仕候事

- 一 食堂屋敷年貢是又本堂修理領ニ相加へ可申事
- 一 田五畝式拾歩 鐘つき田
- 一同 三畝 知足院田
- 一同 五畝 あらほり田
- 一同 壹畝 同

〆壹反四畝式拾歩

此分鐘つき并堂廻り掃除仕候ものニ遣し堂廻りの掃除、鐘つき候儀相勤候へと可申付候

一五坊居屋敷高、文禄元年南笠置村本御検地帳ニハ無之、其後慶長五年之帳面ニ在之由ニ而此
年貢坊中より百姓方へ取り候由まぎらハしき事ニ候、文禄元年之御検地帳を掠、慶長五年百
姓共作りたる帳ニ出入たるものニて可有之候、文禄元年之検地帳のことくに相極、五坊よ
り年貢ばかり被申間敷候事

一不動院名寄之内ニ坂之脇ニ畝三畝老歩、高老斗六升五合之地所無之候、今度改候へハ善四郎と
申もの支配仕候内ニ坂之脇ニ畝三畝老歩之地所ニ高無之候、此地不動院名寄高之内ニ候間不動院へ
かへし可申候事

一今度右三人之庄屋共相改候絵図ニ委書しるし、境目傍示之筋ニ我々四人印判ヲおし、寺方
へ老枚、百姓中へ老枚渡し候、自今以後此絵図境目之傍示ヲ双方かたく可相守候事

以上

延宝三年卯

閏四月九日

西嶋八兵衛

印

佐久間孫九郎

印

野殿半三郎

印

三村弥右衛門

印

笠置寺

不動院

文殊院

多聞院

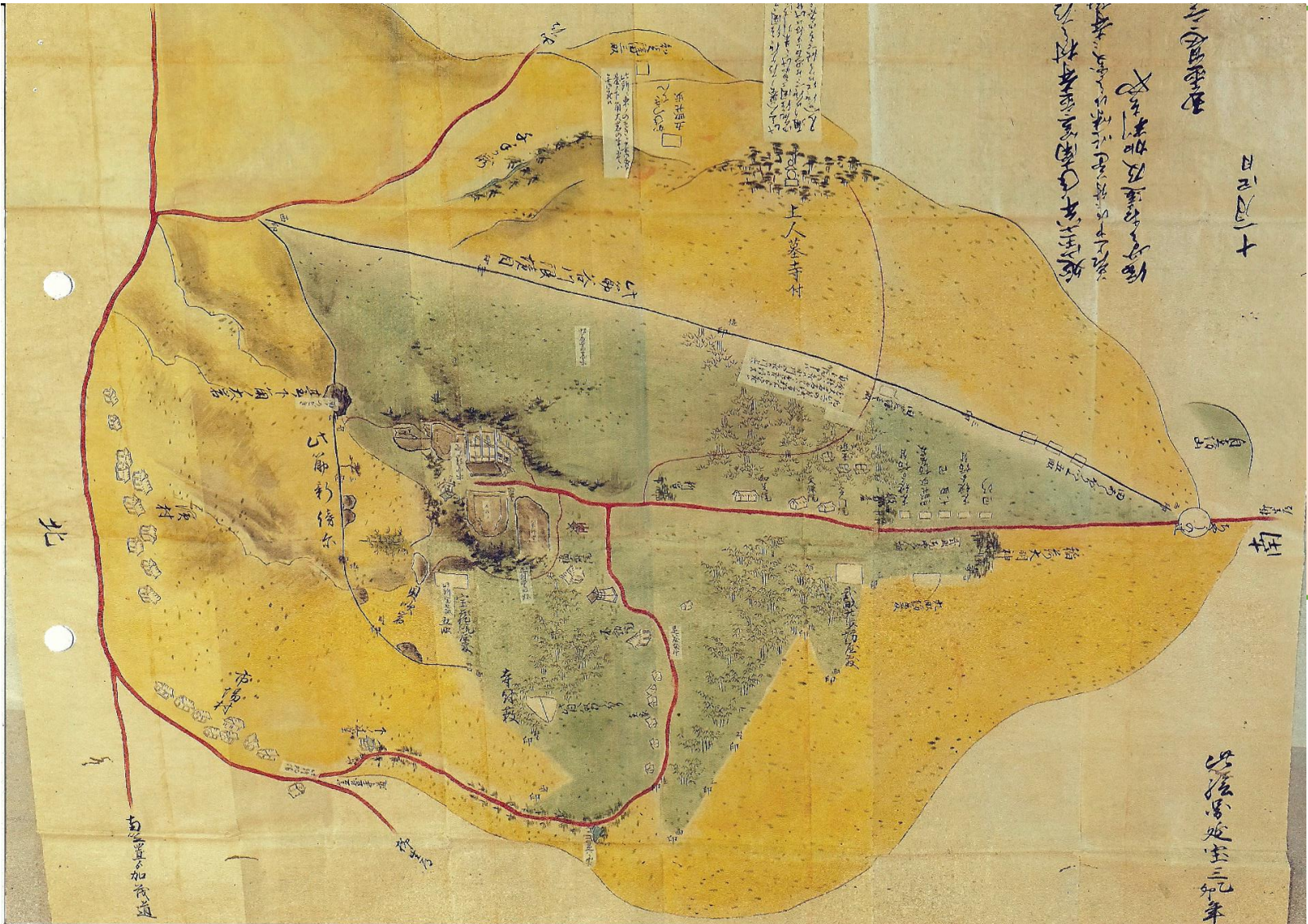
知足院

福寿院

北笠置村孫市

南笠置村庄屋善右衛門

絵図面全図



絵図面を活字化

延宝六年ノ年南笠置寺村之道口
目安差上申候ニ付口吟味候之処ニ
寺付之境内依無相違及加判者也
玉置甚三郎 花押
十一月四日

凡此ニツの付箋ノ
二御座候尤大岩石
不口口無御座候得
共除難ニ御座候座
候川上ハ南ヨリ流
申候

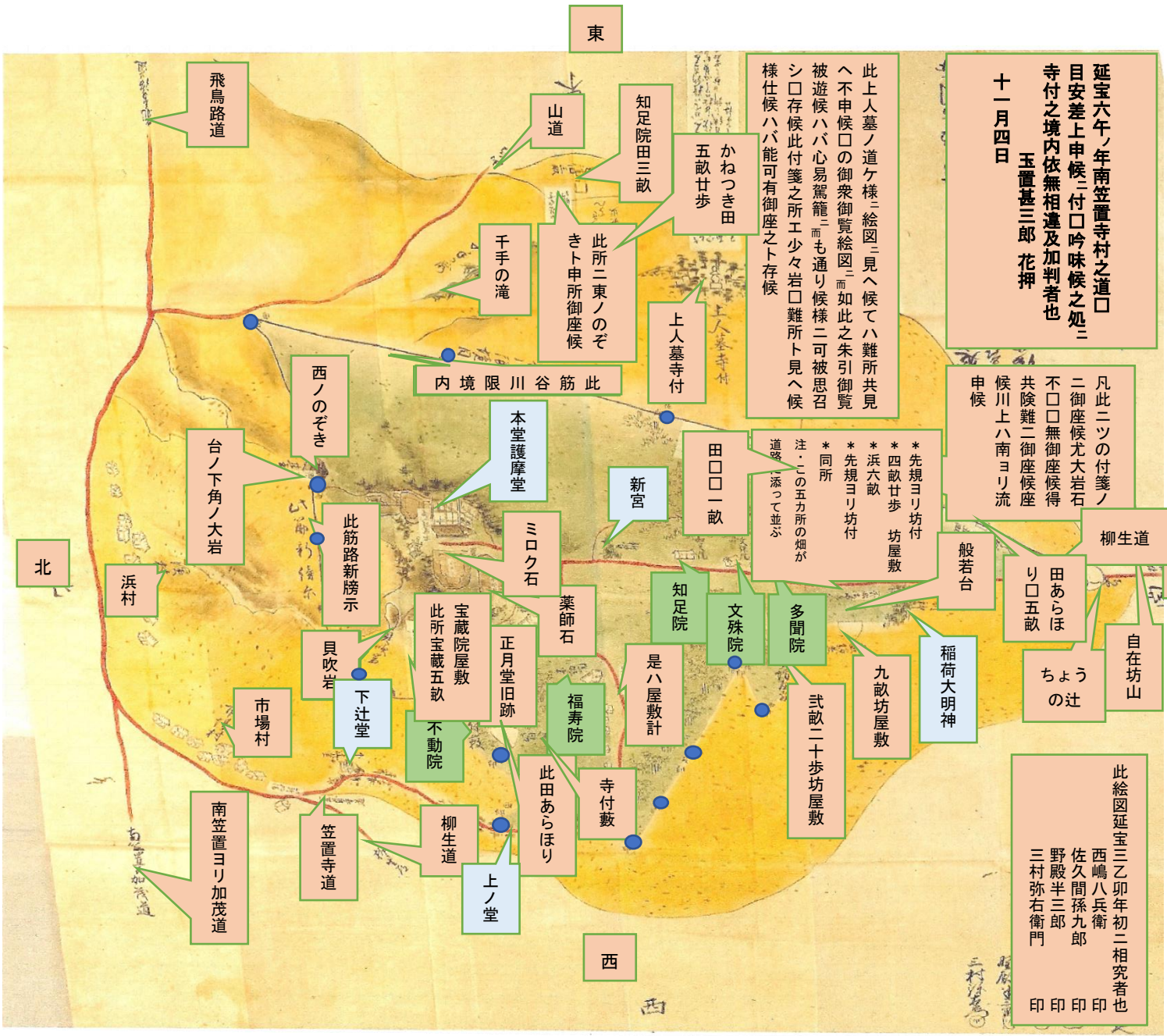
此上人墓ノ道々様ニ絵図ニ見へ候てハ難所共見
へ不申候口ノ御衆御覽絵図ニ而如此之朱引御覽
被遊候ハバ心易駕籠ニも通り候様ニ可被思召
シ口存候此付箋之所工少々岩口難所ト見へ候
様仕候ハバ能可有御座之ト存候

注・この五カ所の畑が
道邊ニ添って並ぶ

- *先規ヨリ坊付
- *四畝廿歩 坊屋敷
- *浜六畝
- *先規ヨリ坊付
- *同所

柳生道
田あらほ
り口五畝
ちよ
の辻

此絵圖延宝三乙卯年初ニ相究者也
西嶋八兵衛
佐久間孫九郎
野殿半三郎
三村弥右衛門
印 印 印 印



色分

- 五院
- 諸堂
- 説明文
- 藩重役の測量目印点 (一部を載せた)

南

自在坊山

新宮

田口一畝

知足院

文殊院

多間院

九畝坊屋敷

稻荷大明神

式畝二十歩坊屋敷

是八屋敷計

山道

知足院田三畝

かねつき田

五畝廿歩

上人墓寺付

此所ニ東ノのぞ
きト申所御座候

内境限川谷筋此

本堂護摩堂

ミロク石

薬師石

正月堂旧跡

福寿院

此田あらほり

寺付敷

上ノ堂

柳生道

千手の滝

西ノのぞき

此筋路新榜示

貝吹岩

下辻堂

市場村

不動院

柳生道

笠置寺道

南笠置ヨリ加茂道

台ノ下角ノ大岩

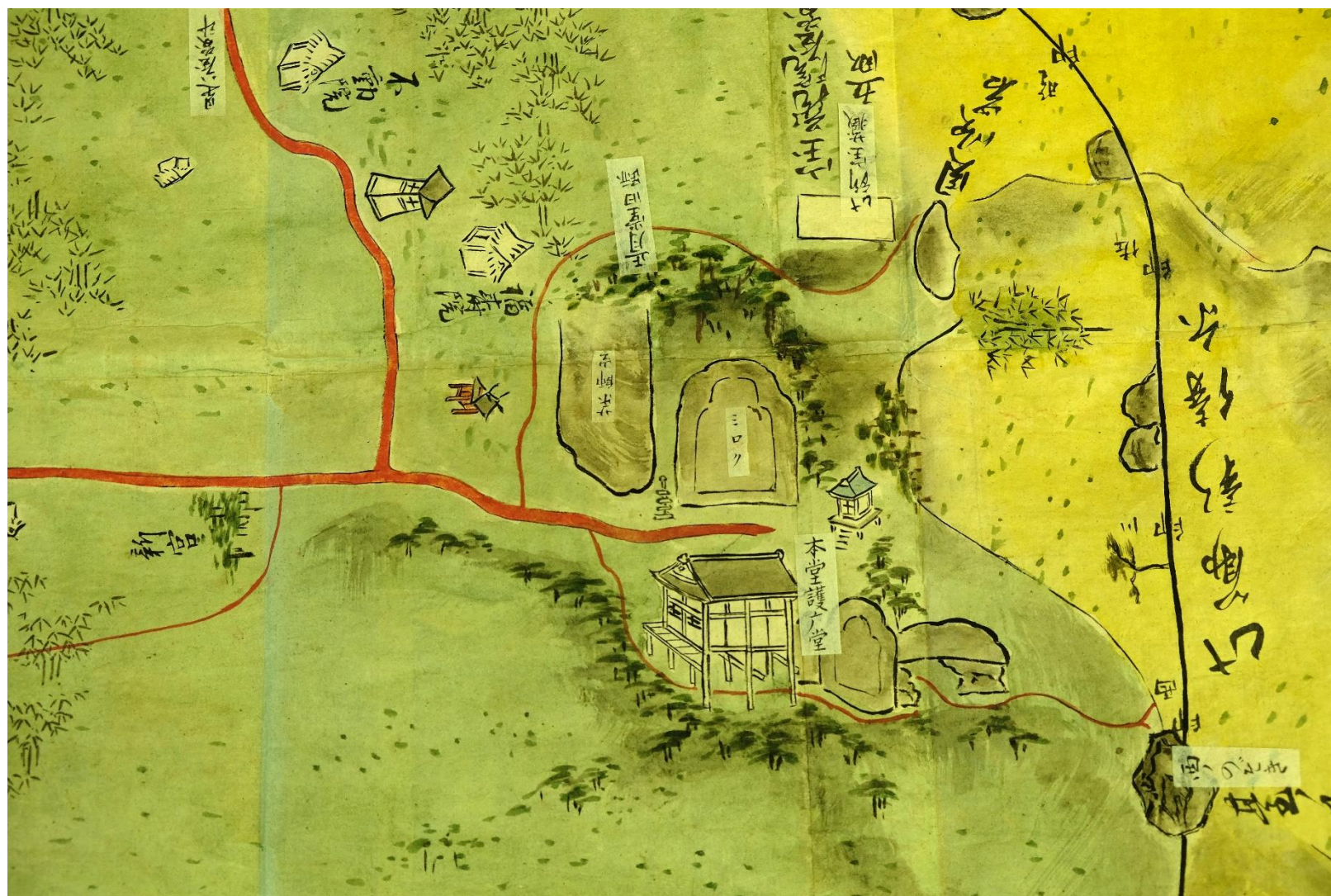
浜村

南笠置ヨリ加茂道

北

東

西



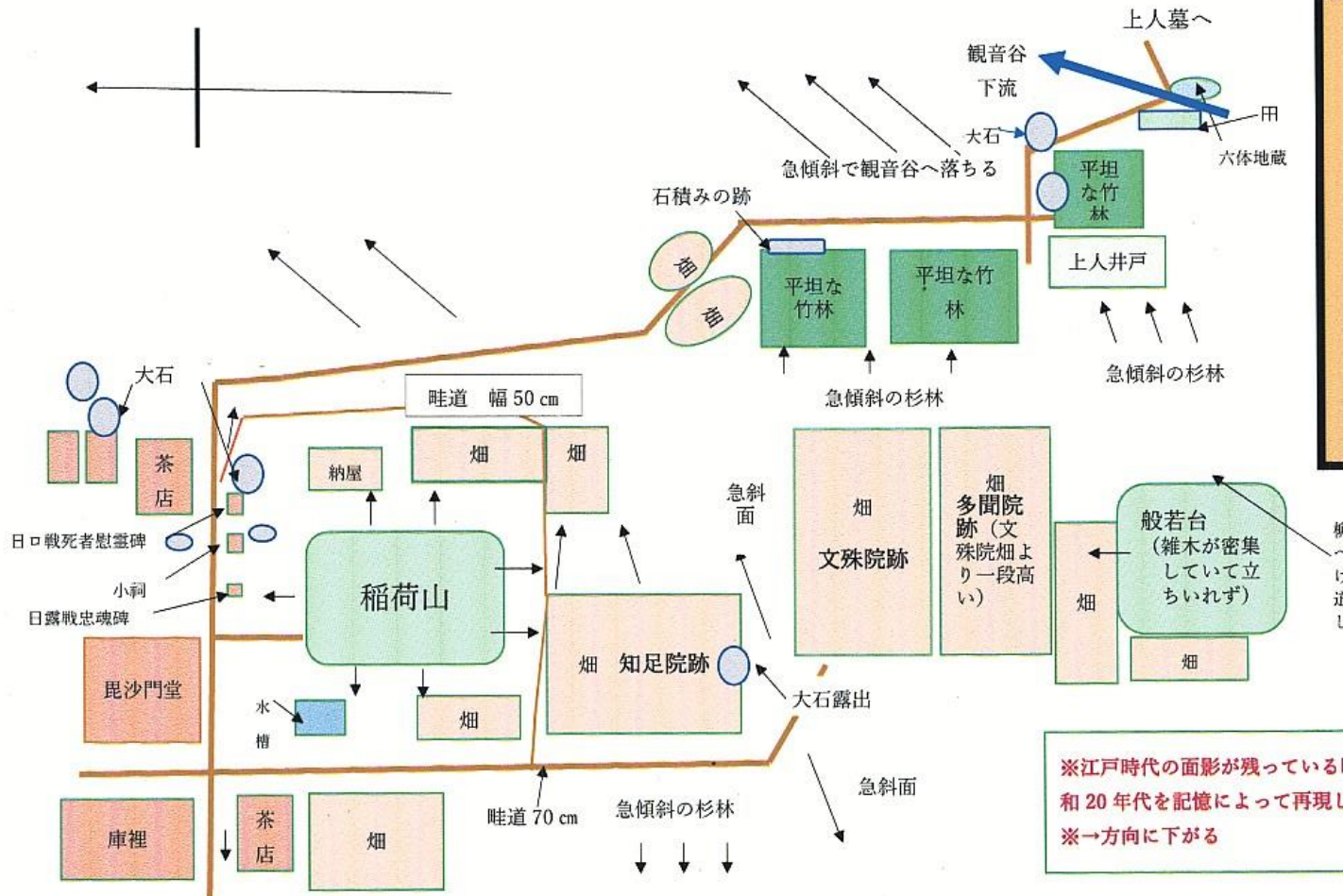
境内中心部



境内南部域

笠置寺南方面略図

昭和二〇年代



※江戸時代の面影が残っている昭和20年代を記憶によって再現した
※→方向に下がる